

平成29年度

茨木市立白川小学校いじめ防止基本方針

(いじめの定義)

「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」<いじめ防止対策推進法>

(学校教育目標)

家庭・地域とともに「自ら学び、たくましく生きる心豊かな子ども」を育成する

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。本基本方針は、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づいて、これまで本校が示してきた教育に係る指導等を改めて確認・徹底し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

(いじめの禁止)

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や地域、吹田子ども家庭センターや茨木警察署をはじめとする関係外部機関との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、事象の教訓化と再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための基本となる事項

(1) 基本施策

①学校におけるいじめの防止

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、本校のすべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

- ア 絆づくり、居場所づくり、集団づくりの取組みの推進
- イ 自己有用感や自己肯定感を高める、わかる授業づくりや楽しい学校行事づくりの推進
- ウ 規範意識の醸成につながる道徳教育、生活指導の充実
- エ 児童会活動の活性化、体験活動の充実
- オ いじめ防止テーマソング「一人じゃないよ」及びいじめ予防リーフレット（茨木市教委作成）の活用
- カ 毎週金曜日には、児童の実態交流の時間をとり、全職員で共通理解をはかる
- キ 月に1回程度、道徳教育に関する学習会を実施する

②いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

- ・児童対象 「元気調査」 年3回（6月、11月、2月）

イ いじめ相談体制

- ・相談体制の整備 【窓口：養護教諭】
- ・スクールカウンセラーの活用

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童への情報モラル教育
- ・犯罪被害防止教室の実施
- ・保護者への啓発

(2) いじめ防止等に関する措置

①いじめ防止等の対策のための組織「いじめ・不登校対策委員会」の設置

<構成員> チーフ 校長

教頭、首席、生徒指導コラボレーター、学年代表、支援学級代表、養護教諭

※必要に応じて当該学年教職員、S C、S SW

<活動>

- ・いじめ防止に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査等）

- ・いじめ事案への対応に関すること
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他いじめの問題に関する児童理解を深めること

<開催>

- ・隔月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする

②いじめに対する措置

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- イ いじめの事案が確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ウ すみやかに茨木市教委学校教育推進課に報告し、「いじめ対応報告書」を作成、提出する。
- エ 犯罪行為として取り扱われるべき事案については、学校教育推進課及び茨木警察署等と連係して対処する。

③重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間（30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、茨木市教委学校教育推進課にすみやかに報告する。
- イ 学校教育推進課と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするため、学校教育推進課の学校応援サポートチームと連携し、適切な調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、学校教育推進課と協議の上、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

④学校教育自己診断における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校教育自己診断の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること
- イ いじめの再発防止の取組に関すること

(別添)

資料1 いじめ防止等に関する年間計画

平成29年度 いじめの防止等に関する年間計画

	児童	学校	保護者	地域・その他
4月		校内研修		
5月	「にこにこ学級 交流給食」 	「一人じやないよ」(業間)、 「みんなトモダチ」(昼休み) の校内放送 	家庭訪問 (児童会) 	学校協議会
6月	元気調査①			土曜参観 教育相談担当者会
7月			個人懇談	
8月		校内研修		
9月				教育相談担当者会
10月	人権作文・標語・ポスター			
11月	元気調査②		学校教育自己診断 	教育相談担当者会
12月			個人懇談	いじめ不登校シンポジウム
1月	「にこにこ学級」  			
2月	元気調査③			
3月		検証・総括		教育相談担当者会 学校協議会